

第16期第3回 かながわ人権政策推進懇話会 議事録

日時：令和6年2月9日（金）13時30分～15時30分
場所：オンライン会議

1 議題

(1) 議題 人権相談の取組について

ア 基調講演

「法務局における人権相談対応及び調査救済手続について」

講師：横浜地方法務局人権擁護課長 後藤 賢一

イ 報告事項

「県の人権相談の取組状況報告」

説明者：人権男女共同参画担当課長

(2) その他

事務連絡等

2 議事録

○事務局

神奈川県庁の共生推進本部室長の本間です。皆様、本日はお忙しいところこの懇話会にご参加いただきまして、ありがとうございます。今回、人権の真ん中というか、私どもも法務省さんといろいろ一緒に、人権の大切さの啓発活動ですとか、イベントとか、一緒にやらせていただいているところですけども、やはり、その考え方を繰り返し、考え方を学び、確認するという作業は非常に大切かなと思っております。

そういった意味で、今回私ども行政の方が、どのような活動しているか、改めて、現在の状況を皆様と共有させていただきまして、いろんなご批判等も含めて、ご指摘も含めて、この懇話会の中で一緒に勉強していくということができればと思っておりますので、2時間と少し短い時間ではございますが、おつき合いいただければと思います。どうぞよろしくいたします。

○高橋座長代行

本日の懇話会は、次第記載のとおり2つの議題についてとりあげます。基調講演「法務局における人権相談対応及び調査救済手続について」及び、報告事項「県の人権相談の取組状況報告」についてです。

最近の状況として、困難女性支援法や、いわゆる LGBT の方々に対する理解増進法が施行されており、困りごとを抱えた方々や人権に関する相談をしたい方々の、複雑化、多様化する相談ニーズに対応する必要性が、行政に求められております。そこで、基調講演については、国の人権に関する相談状況やその対応について解説していただき、当事者に寄り添った相談支援施策について検討するためのテーマとして採用しました。

では、1つ目の基調講演「法務局における人権相談対応及び調査救済手続について」、横浜地方法務局人権擁護長の後藤 賢一様にお話しいただきます。

その後、質疑応答及び委員の皆様から、ご意見をいただきたいと思っています。それでは、早速ではありますが、後藤課長、お願いいたします。

○後藤課長

横浜地方法務局人権擁護課長の後藤と申します。この度は、法務省の人権擁護機関で取り組んでいる、人権擁護に関する事務について、お話をさせていただく機会を設けていただきまして、ありがとうございます。

法務省の人権擁護機関では、身近に起きている人権に関わる様々な問題の解決や予防を図るため、人権侵犯事件の調査救済、人権相談、そして人権啓発という、大きく分けて3つの活動に取り組んでいます。

本日は、人権侵害を受けた方への相談対応や、救済手続などの実態や事例について説明をしてほしいということでしたので、法務局における人権相談、そして人権侵犯事件の調査救済手続などを中心に、説明をさせていただきたいと思います。

ただし、実際に横浜地方法務局で受けております人権相談や人権侵犯事件の内容は秘匿性の高い情報でありますので、人権相談や、調査しております人権侵犯事件の実例をこの場で紹介することはできません。

したがって、本日お話しする内容は、事例をいくつかお話する予定ですが、法務省のホームページや法務局で実際に啓発活動を行っている冊子などに基づいているものが中心となっております。あくまで、一般的な内容についてになりますので、本日参加している皆様の中には、既にご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、内容についてはその点、御了承をいただきたいと思います。

資料の2ページをご覧ください。はじめに、法務省の人権擁護機関の仕組みについて、お話ししたいと思います。法務省が人権擁護事務を取り扱う根拠は、法務省設置法という法律で規定されています。一部を読み上げますと、法務省設置法第3条では、「法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に係る争訟の統一かつ適正な処理並びに出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ることを任務とする。」とあり、多様な業務を法務局が行うことになっておりますが、国民の権利擁護ということで規定されています。

また、同法第4条では細かいことが規定されていまして、「前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。」として、第26号で、人権侵犯事件に係る調査並びに被害の救済及び予防に関すること、第27号で、人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長に関すること。第28号で、人権擁護委員に関すること、第29号で人権相談に関することと規定されています。

資料の3ページ目、法務省の人権擁護機関の構成についてもお話させていただきます。

す。先程お話しした法務省設置法の第 15 条で法務局及び地方法務局を置くと規定され、第 18 条により、法務局及び地方法務局は人権擁護の事務を分掌すると規定されています。さらに、第 19 条では、法務局又は地方法務局の所掌事務の一部を分掌させるため、法務局又は地方法務局に支局を置くことができると規定されています。

このように、法務省では、人権擁護に関する事務を、図の左上にあるとおり法務省人権擁護局を頂点として、法務局の人権擁護部、地方法務局の人権擁護課及び法務局又は地方法務局の支局において、人権擁護事務を取り扱うことになっています。

令和 5 年 6 月 1 日現在、全国には、法務局が 8 か所、東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松にあります。地方法務局は北海道以外、それと人権擁護部がある都府県以外の県庁所在地にあります。北海道については札幌に法務局があり、それ以外には函館、旭川と釧路に地方法務局がありまして、法務局と地方法務局を合わせると全国で 50 箇所ございます。その下に支局が 261 か所あります。ここで人権擁護事務を取り扱っています。

神奈川県内では、横浜地方法務局人権擁護課が横浜市にあります。県内にはそれ以外に 6 つの支局があります。湘南支局、川崎支局、横須賀支局、西湘二宮支局、厚木支局そして、相模原支局です。神奈川県内では地方法務局及び支局の 7 箇所、人権擁護事務を取り扱っています。

資料の 4 ページをご覧ください。法務省の組織を説明しましたが、人権擁護機関としては、これらに加えて、人権擁護委員法に基づいて、法務大臣が委嘱する人権擁護委員及びその組織体が位置づけられています。人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間のボランティアの方々であり、現在、約 1 万 4 千人が全国の各市区町村に配置されご活躍されております。神奈川県では、400 人余りの人権擁護委員が、県内の各市区町村に配置されています。法務局及び地方法務局と連携しながら、人権相談などの人権擁護活動を行っています。

このように、法務省においては、人権擁護局、法務局、地方法務局及びこれらの支局並びに人権擁護委員及びその組織体が人権擁護事務又は人権擁護活動を行っており、これら全体を、総称して法務省の人権擁護機関としています。

資料の 5 ページをご覧ください。続いて、法務省の人権擁護機関の活動について、説明します。初めにお話ししましたが法務省が人権擁護事務を取り扱う根拠は、法務省設置法という法律で規定されています。

法務省の人権擁護機関が実施している人権擁護活動は、大きく分けると、3 つありまして、ここに書いてあるとおり「人権侵害事件の調査救済」、「人権相談」及び「人権啓発」の 3 つに分類されます。

本日の講演の内容は、「国の人権相談とその対応」がテーマになっていますので、「人権侵害事件の調査救済」と「人権相談」がこれに該当しますので、これらについては、後ほど、詳しく説明したいと思いますが、本日はせっかくの機会ですので、法務省のも

う一つの活動である「人権啓発」についても簡単に説明したいと思います。

資料の6ページをご覧ください。1ページ目にも「『誰か』のことじゃない。」とイラストがあるのですが、法務省の人権擁護機関では、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めるために、様々な人権啓発活動を行っています。人権啓発活動については、昭和41年度から、毎年、その年度の啓発活動の重点目標を掲げ、重点的な人権啓発活動を実施しています。

令和5年度の啓発活動重点目標は、『誰か』のこと じゃない。」と決めました。この言葉には、様々な人権問題について、自分以外の「誰か」のことではなく、自分自身の問題として捉え、人権を尊重することの大切さについて考えてもらいたいとの思いが込められています。

また、近年、多様性が尊重され、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を送ることのできる共生社会を実現するために、17の啓発活動強調事項を掲げ、この啓発活動強調事項に基づいて、さまざまな人権啓発活動を実施しています。

資料の7ページをご覧ください。人権啓発活動の具体的な内容としては、人権に関するシンポジウム・講演会等のイベントの開催、人権教室や研修の実施、ホームページや動画配信サイトでの啓発資料の公表、インターネットや公共交通機関での広告の実施、新聞・広報誌への掲載、街頭での啓発など、幅広い活動を行っています。

近年、法務省では、子どもに関する人権問題の解消について、特に力を入れて取り組んでおり、このイラストの一番左側の図、それと一番右側の図がそれです。全国中学生人権作文コンテストは毎年実施しており、昭和56年度から実施しています。直近の応募の数をご紹介しますと、令和5年度大会では、全国の6,494の中学校から76万1,947件の作文の応募がありました。この作文コンテストは、横浜地方法務局及び神奈川県人権擁護委員連合会としても力を入れて取り組んでいる活動の一つであり、県内では令和5年度は、347の中学校から7万1,024件の作品が応募されています。これは、全国の応募数の約9.3%を占めており、神奈川県は学校や自治体の皆様のご協力をいただきまして、数多く応募いただいております。

優秀な作品については神奈川県大会で表彰をしたり、あるいは中央大会に推薦しているところですが、今回大会では神奈川県から推薦した作品が文部科学大臣賞を受賞しております。昨年も、上位の入賞をした作品もありました。本当に神奈川県の子は非常に見事な作品を毎回書いております。私もこの作品の審査に携わっており、本当に優秀な作品が多くて優劣をつけるのに悩むところですが、中学生の自分自身の経験をもとに書いている作文になります。中学生目線で様々な人権課題が紹介されていて、中学生が思っていること、考え方などを書いている作文です。作品集、冊子などを作って配付したり、インターネット上でも作品が公表されることもありますので、目を通していただくと参考になると思います。

人権教室の実施にも横浜地方法務局と神奈川県人権擁護委員連合会が力を入れて取り組んでおります。年度で統計をとっており、令和4年度の数字は、主に小学校や企業を対象に県内で計236回、11,638人に対して人権教室を実施しています。

このように、法務省の人権擁護機関では、小学校や中学校などの児童や生徒を含め、市民の皆様に対して幅広く人権啓発を実施しております。このような地域に根ざした人権啓発活動は、国民一人一人の人権意識を高めるとともに、人権侵害を未然に防止するという役割も担っており、必要不可欠な活動となっています。

資料の8ページをご覧ください。それでは、本日のテーマである、法務省の人権擁護機関が実施している人権相談について説明します。

人権相談とは、相談者から人権問題についての相談を受け、これに対して相談者の問題解決のために、人権侵犯事件への切替え、助言、官公署その他機関への通報など、相談者が抱えている人権問題について、必要な措置をとる活動とされています。その目的とするところは、憲法に保障されている基本的人権を擁護し、併せて、自由人権思想の普及高揚を図ることにあります。

人権相談活動の沿革を見ると、当初は、第1に人権侵犯事件を発見することが目的とされていたと言われております。第2に日本国憲法施行直後の人権擁護機関の存在とその活動を、国民に広く理解してもらうことを目的として行われたと言われております。人権相談所が初めて開設されたのは、昭和24年2月26日のことです。当時は、現在の法務省の前身の法務庁人権擁護局が皇居内の庁舎にあり、国民が簡単に立ち寄ることが困難な環境にあったことから、東京銀座の三越デパートで人権相談所が開設されました。

その後、全国的に法務局の人権擁護事務担当職員が、人権擁護委員とともに人権相談を活発に行うようになり、法務省の人権擁護機関として、人権擁護活動の一環として人権相談を取り扱ったことが、現在の各種の相談窓口が開かれる端緒になったと言われております。

当時の人権相談は、人権侵犯事件の第二種事件として位置付けられており、その内容も法律相談の色彩が強かったと言われております。

その後、この相談活動が全国各地で活発に実施されるようになり、相談の内容も、法律相談にとどまらず、広く人権上問題となる事項についての相談が増加したことから、法務局職員や人権擁護委員が、人権問題全般についての相談内容に応じて、適切な助言をすることにより相談者の悩みを解決するという、現在行われている人権相談に近い形になりました。

そして、人権相談が何に基づいて行われているかと言いますと、昭和40年12月に策定された法務省訓令が出されております。「人権相談取扱規程」という法務省の訓令になりますが、現在の「人権相談取扱規程」は、昭和59年に策定された訓令が、数回の改正をされておりますけれども、この規程に基づきまして法務省が人権擁護機関と

しての人権擁護活動を行っているところです。

資料の9ページをご覧ください。ただいま説明したとおり、法務省の人権擁護機関が行う人権相談は、法務省訓令の「人権相談取扱規程」に基づいて実施しています。条文は10条余りの短い訓令になっておりますけれども、人権相談取扱規程の第1条では、人権相談について、「この規程は、法務局及び地方法務局並びに人権擁護委員において行う人権相談の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。」と規定されています。

また、人権相談の目的については、第2条で、「人権相談は、人権問題に関して国民の相談に応じ、人権侵犯事件への切替え、官公署その他の機関への通報、日本司法支援センターへの紹介又は助言等の必要な措置を採ることにより、国民に保障されている基本的人権を擁護し、併せて自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とする。」と規定されています。

そのほか、第3条で「秘密の保持」、第4条で「紛争への直接介入の回避」、第5条で「人権相談の取扱場所」、第6条で「人権相談票」、第7条で「人権侵犯事件への切替え」、第8条で「官公署への通報」、第9条で「日本司法支援センターへの紹介」、第10条で「助言」などが規定されています。

資料の10ページをご覧ください。人権相談について、もう少し具体的に説明をします。人権相談を取扱う場所、人権相談所には、常設相談所と特設相談所の2種類があります。

常設相談所とは、法務局の人権擁護部、地方法務局の人権擁護課、法務局又は地方法務局の支局にある人権相談所であり、令和5年6月1日現在、全国に311か所の人権相談所が開設されています。文字通り、法務局において常設されている相談所であり、原則として、法務局が開庁している平日の、午前8時30分から午後5時15分までの間、法務局職員又は人権擁護委員が人権相談の対応を行います。

一方、特設相談所は、法務局の庁舎以外の場所で開設される人権相談所になります。神奈川県内では、各自治体の庁舎内の相談室や、地区センターなどを借りて開設されています。法務局といっても県内には支局も含め7箇所しかありませんので、法務局が近くにないという方が対面相談をしようとする、なかなか遠方で不便だということで、各自治体において、主に面接相談として特設相談所が開設されているところです。各自治体によって特設相談所が開設される頻度が異なっております。毎週水曜や毎週金曜に開催している自治体もあれば、月1、2回開設するという自治体もあります。特設相談所の開設場所や日時は、基本的には自治体により周知され、その自治体に居住している人権擁護委員が対応しています。

資料の11ページをご覧ください。法務局で実施している人権相談は、面接、電話、メール、SNS、手紙など、多くの方法による相談に対応しています。

面接相談は、常設相談所又は特設相談所において実施される方法であり、法務局職員か人権擁護委員が対応しておりまして、各相談所の相談室などで、対面により相談を受

けるものです。横浜地方法務局人権擁護課では、相談室や相談員の確保の観点から、原則として予約制としていますが、相談室などの状況によっては予約なしでも対応しているところでは、他の法務局や法務局の支局などでは、予約不要で面接相談に対応しているところも多くあります。

電話相談は、常設相談所において、電話により相談を受けるものです。令和元年から4年の前半まで、いわゆるコロナ禍の際にはなかなか対面での相談が難しいとのことで、人権相談においても電話相談が中心になっておりました。現在は、新型コロナウイルス感染症が第5類に移行されたということで、徐々に対面での相談も増えてきております。法務局が実施している電話による人権相談は、ナビダイヤルやフリーダイヤルを使用して全国共通の電話番号で統一され、相談の内容に応じて3種類の電話相談窓口が設置されています。

資料の12ページをご覧ください。電話相談についてご説明しますと、みんなの人権110番は、人権全般についての相談に対応している電話相談窓口です。ナビダイヤルになっており、相談者の電話の発信位置に応じて、基本的にはその地域を管轄する法務局人権擁護部、地方法務局人権擁護課又は支局の常設人権相談所につながります。例えば、厚木市内から電話をかければ、厚木支局の常設相談所に電話につながります。

女性の人権ホットラインは、配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為による被害といった、様々な人権問題についての相談を受け付ける専用窓口です。女性の人権ホットラインは、法務局及び地方法務局に1回線が割り当てられていますので、神奈川県からかけると横浜地方法務局人権擁護課の職員又は人権擁護委員が対応しています。支局には接続されず、相談者の電話の発信位置を管轄する法務局の人権擁護部又は地方法務局の人権擁護課につながります。

こどもの人権110番は、こどもの発するSOS信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話です。こどもだけでなく、こどもに関する悩みをお持ちの大人の方々、親等も利用可能です。こちらも、女性の人権ホットラインと同様に、法務局及び地方法務局に1回線が設置されていますので、神奈川県だと横浜地方法務局人権擁護課で対応しています。こちらは基本的にはこどもからの電話相談が前提なので、通話料無料のフリーダイヤルとなっています。

これらの電話相談については常設相談所もしくは法務局で対応しておりますので、開庁している平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。こどもの人権110番と女性の人権ホットラインについては、年に1回強化週間を設けております。強化週間ですが、こどもの人権110番は8月の最終週、夏休みが終わって2学期が始まる時期で、この期間は土曜日でも日曜日でも受け付けておりLINEでも対応していますし、時間も午後7時まで延長しています。なぜこの時期かといいますと、夏休みが終わって学校に行きたくないと思ひ悩むこどもが多いことから、この時期に設定しています。

また、女性の人権ホットラインの強化週間は11月の第2週から3週にかけて実施しております。これは女性の人権問題の月間と絡めているものですが、内容としてはこどもの人権相談の強化週間と同様に、土曜日、日曜日にも相談対応することと、平日の午後7時まで相談時間を延長することになります。

24時間対応している相談として、インターネットメールによる人権相談、SOS-eメールがあります。24時間受付はしていますが当然職員が張り付いているわけではありませんので、平日の業務日に届いているメールで、相談者がメールや電話での返信を希望する場合、希望する返信方法で法務省職員または人権擁護委員が対応しているところです。相談については電話もメールも匿名で利用することができます。質問を受けた際には名前や住所は質問しますが、答えていただかなくても相談を行うことができます。ただしインターネット相談については、都道府県名までは必須入力となり、これにより、相談メールが管轄の法務局の人権擁護部又は地方法務局の人権擁護課に振り分けられます。

資料の13ページをご覧ください。SOSミニレターは、便箋と料金受取人払いの封筒が一体となったもので、法務省から全国の小・中学校、義務教育学校、特別支援学校などの児童・生徒全員に、毎年5月から7月までの間に、学校を通して配布しているものです。

なお、横浜地方法務局では、こどもに関する人権擁護の取組強化の一環として、今年度からは、県内15か所の全ての児童相談所にも、SOSミニレターを備え付けていただいています。手紙というアナログなツールですが、小学校の児童や、スマートフォンを持たない中学生にとっては、色々な悩み事を第三者に相談することができる、便利な相談ツールとして利用されています。その内容は、親からの虐待や、性自認の悩みなどがあります。基本的に児童に対して回答しますが、例えば親の目に触れると児童や生徒に影響を及ぼすような相談内容の場合には、学校宛てに返信を送付しています。当然、学校は中身を見ないようにしております。

SOSミニレターの回答は法務局職員か人権擁護委員が対応しておりますが、必ず、新たなSOSミニレター用紙を同封しています。相談が1回で終わらないこともありますし、別の悩みがあることもあります。

SOSミニレターによる相談は幅広く、友達や先生との付き合いかたやいじめに関することなどの学校に関係する問題から、親や兄弟との関係や経済的問題などの家庭に関係する問題、自身の性格や身体的な悩みなどが寄せられています。中には、親からの虐待や、自殺をほのめかす内容など、緊急対応が必要なSOSミニレターが届くこともあります。SOSミニレターの内容は、秘密厳守ということで、児童や生徒との信頼関係を保っていますが、緊急対応が必要な場合には、学校や児童相談所などの関係機関に情報を提供しています。これは、こどもの安全を第一に考えてのことではありますが、その際には、SOSミニレターの趣旨を説明して、できるだけSOSミニレターからの

情報であるということを悟られないように対応して頂くよう、学校や児童相談所をお願いしています。

資料の 14 ページをご覧ください。LINE による人権相談ですが、幅広い年代に利用されている「SNS」の LINE により、人権相談を行うものです。LINE 人権相談は、法務省でも新しく開始した相談方法であり、神奈川県では、令和 4 年 10 月から利用できるようになりました。現在は、全国で利用することができますが、実際に相談の対応をしているのは、全国に 8 か所ある法務局の人権擁護部です。神奈川県内からの LINE 相談は、横浜地方法務局ではなく東京法務局の職員または人権擁護委員が対応しています。なお、LINE 人権相談において、相談者が最寄りの人権相談所での面接相談や電話相談を希望したり、人権侵犯事件として救済手続を希望した場合には、LINE 人権相談の終了後、速やかに管轄の地方法務局に情報が提供されるようになっています。LINE 人権相談は、リアルタイムのチャットによる相談となりますので、相談対応時間は、法務局の開庁日となる平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとなります。

資料の 15 ページをご覧ください。ここでは、人権相談を受ける際の基本的な対応について、説明いたします。人権相談は、人権問題に関して国民の相談に応じ、人権侵犯事件への切替え、官公署その他の機関への通報、日本司法支援センターへの紹介又は助言等の必要な措置を採ることにより、国民に保障されている基本的人権を擁護し、併せて自由人権思想の普及高揚を図ることを目的としています。

したがって、人権相談担当者は、人権相談の趣旨を的確に把握する必要があります。相談担当者は、相談者から相談内容を聴取するに当たっては、人権相談が人権侵犯事件の重要な端緒になり得ることを常に意識しながら、官公署などへの通報、人権侵犯事件への切替え、他の相談機関の紹介等による助言など、当該相談の解決にとって、相談者が希望しているのか、十分な話を聞くことによって、必要な解決が提供できるよう心掛けて相談に対応しています。

相談者は、最初から相談の趣旨を明確に整理して話すことはほとんどなくて、困っていることや悩みを思いつくままに全て話すなども少なくありません。人権相談に慣れ親しんでないせいかもしれませんが、緊張していることもあります。相談担当者は相談者の話をよく聴き、相談者の話を遮ることがないように、話したいことを話していただいた上で、相談対応者が不明な点について質問するなどして、問題点や相談者が希望する解決策を整理しながら、相談対応しています。

相談担当者は、相談の趣旨などを把握したら、人権侵犯事件への切替え、通報、助言が必要かなど、措置を決定していきます。

資料の 16 ページをご覧ください。人権相談の内容から、法令上必要な事案である場合、又は通報することが相当である事案の場合、例えば、児童や高齢者等への虐待事案などの場合には、速やかに関係機関、児童相談所や警察等への通報を行います。

また、単に他の機関に通報するだけでなく、人権相談の内容から、人権侵犯事件としてほしいと希望があり、救済手続を開始することが相当であると認めるときは、人権侵犯事件に切り替えていきます。

全ての相談者が、人権侵犯事件として調査してほしいという方ではありません。解決のための助言を聞きに来たという場合もありますので、相談内容に応じて、どういう道筋があるのかを説明する必要があります。例えば、パワハラを受けているので行政機関から組織に注意してもらえないかという相談であれば、労働相談を案内します。人権侵犯の被害について、損害賠償を請求したいということであれば法律相談を案内するなど、人権侵犯事件への切替えをせず、内容に即した適切な助言をします。

資料の 17 ページをご覧ください。人権相談を受けたときは、相談担当者は、速やかに人権相談票を作成し記録することになります。

人権相談票の様式は、法務省の内部規定の人権擁護局長通達により定められていますので、様式を見ていただくことはできませんが、どのような内容を記録しているのかについては、資料記載のとおりです。

相談者の住所、氏名などは匿名でもできますので、把握している限りを記載しています。ただし、相談者が、人権侵犯事件として救済手続を希望する場合は、住所、氏名を確認する必要があります。また、人権相談票は被害を受けた日から 1 年間保存することになっています。

相談者から、救済手続の開始希望があった場合には、人権相談から人権侵犯事件に切り替えていくことになります。資料の 18 ページ、19 ページのところになります。

資料の 19 ページをご覧ください。人権侵犯事件の調査は、法務省訓令の「人権侵犯事件調査処理規程」や、法務省通達の「人権侵犯事件調査処理細則」などに基づいて、処理を行います。ところで、法務省が行う人権侵犯事件の調査の内容は、①相談・被害の申告、②調査、③救済措置、④処理結果通知・アフターケアの流れで実施します。

資料の 20 ページをご覧ください。①の相談・被害の申告は、先ほど説明した人権相談において行われる場合と、人権侵犯被害申告シートの提出により申告される場合があります。人権侵犯被害申告シートは、法務省のホームページからダウンロードできるようになっているほか、地方法務局の人権擁護課などの常設相談所においても配付しています。これらが根拠となって人権侵犯事件の調査救済手続が開始されます。

資料の 21 ページをご覧ください。こちらは人権侵犯事件の調査の根拠の部分ですが、人権侵犯事件調査処理規程第 8 条第 1 項に規定されているとおり、被害者などから救済手続の開始を希望された場合で、法務局又は地方法務局において取り扱うことが適当でないと認められる場合を除き、遅滞なく必要な調査を行い、適切な措置を講ずるものとしています。

取り扱うことが適当でないと認められる場合については資料の 22 ページをご覧ください。法務局又は地方法務局において人権侵犯事件として取り扱うことが適当でないと

認められる場合については、主な例としては、被害者等からの申告について裁判が係属しているものについては、判決が出ているものについて法務局では調査救済手続を行いません。人権侵害行為の日から1年を経過しているもの、2年前に侵害を受けたなどにつきましても、調査救済手続は原則として開始できません。また、人権侵犯による被害が生じておらず、又は生ずるおそれがないことが明らかであるときなどの場合は、法務局は調査を開始できない規定になっています。

人権侵犯による被害が生じておらず、又は生ずるおそれがないことが明らかな場合とは、人権相談の中には、例えば、「街中で相手が私を見てきたので、気持ちが悪いと感じて精神的な苦痛を受けた」などのような相談を受ける場合もあり、このような客観的に受忍限度を超えていないと思われる事案の場合は、規程の説明をして調査救済ができないと説明することがあります。

資料の23ページをご覧ください。法務局長又は地方法務局長が人権侵犯事件の救済手続の開始を承認すると、調査を開始します。調査担当者は、主に法務局の人権擁護課職員が担当し人権擁護委員が加わることもあります。

人権侵犯事件の調査では、法務局職員又は人権擁護委員は、被害者の代理人という立場ではなく、飽くまでも中立公正な立場で調査を行います。人権侵犯事件の調査は、関係者の任意の協力を得て行います。調査方法も、あくまで任意ですので強制力を持つものではありません。調査の方法は、関係者の方とお会いして話を伺ったり、書面を送って回答をいただいたりを使い分けることとなりますが、原則は面接の方法で実施することとしています。中には電話にしてほしいという話もあります。また、人権侵害行為の発生地について、実況見聞を実施する場合があります。

人権侵犯事件の調査は、関係者の任意の協力を得て行うものですので、関係者が調査に協力しないという場合もありますが、このような場合であっても、調査担当者は、関係者に対して、法務省の人権擁護機関は、身近に起こる人権に関する問題について、関係者に働きかけて、解決のために様々な取組を行っていることと中立公正な立場を丁寧に説明して、できるだけ調査に協力していただくように働きかけています。

それでも調査に協力していただけない場合は、関係者への調査はこれ以上進めることができませんので、これまでに入手した情報などに基づいて、人権侵犯性の有無などを検討していくことになります。

資料の24ページをご覧ください。救済措置ですが、関係者への調査が終わると、調査の結果を踏まえて、人権侵犯の事実の有無を判断します。そして、人権侵犯の事実が認められた場合は、資料記載のような措置等を講ずるかについて決定します。

主なものを説明しますと、調整は、被害者の方が求める内容を関係者にお伝えして、関係者の方が被害者の希望する措置を受け入れるということであれば、話がついたということで調整という措置を講ずることになります。そこで事案が一旦解決するので、人権侵犯性の判断せずに、措置を講ずることができます。

説示、勧告は、調査の結果として人権侵害事実が認められた場合、人権侵害の行為を行った者に対して反省を促します。説示、勧告は、横浜地方法務局では書面を交付する場合が多くございます。説示と勧告は類似した措置になりますが、規定上の相違点は、実務上、重大な人権侵害事案の場合は勧告、それよりやや軽い人権侵害事案の場合は説示の措置という運用をしています。

また、通告や告発は、実務上、このような措置を取る事例はほとんどありません。

啓発は、事件の調査の過程において、人権尊重の理念に対する理解を、関係者や地域社会に対して行うものです。例えば、差別発言事案において、関係者への調査中に差別発言が認められた場合は注意したり、ヘイトスピーチ事案において、事案の発生場所付近にヘイトスピーチ防止のポスターの掲示を行っています。

資料の 25 ページをご覧ください。人権侵害事件の調査の結果、人権侵害の事実が認められた場合には、「説示」や「要請」などの措置を講ずることができますが、被害を受けた方と関係者の供述が異なっており事実の有無を確認することができないケースであれば「侵害事実不明確」の決定をするとされています。調査の結果、事実関係がなかった場合、人権侵害の事実がないケースであれば「侵害事実不存在」となります。

また、人権侵害事件の調査中に、同じ事案が裁判に係属した場合等、中止の決定をして、救済手続を暫定的に終了させることができます。この中止は飽くまでも暫定的な処理であることから、中止事由が解消すれば、速やかに事件を再起して、調査を再開します。被害者からの取り下げの意思表示があったときは、打切りの決定をして、調査を終結することができます。

その他諸般の事情とは、人権侵害事件調査処理細則第 19 条で規定されており、先ほど説明した、法務局又は地方法務局において救済手続を開始することが適当でないと思われられる場合の、同細則第 7 条第 1 号ないし第 6 号及び第 8 号の場合とされています。

資料の 26 ページですが、措置、説示、啓発など調査の結果は、被害者に通知をします。書面だけでなく口頭によることもできます。両方の方法で通知することも可能です。関係者の方も希望があれば通知をします。処理結果を通知すれば完結ということになります。

また、終了した事件について、救済手続終了後も、事案によってはアフターケアに務めることとされています。法務省には事案終了後も、見守るというようなことも求められているところです。

以上で、法務省の人権擁護機関が行う、人権侵害事件の調査救済についての説明を終わります。

資料の 27 ページをご覧ください。ここからは、人権侵害事件の状況の件数などですが、法務省のホームページに掲載されている内容の一部を紹介します。

資料の 28 ページをご覧ください。全国の人権侵害事件の開始件数の推移は、グラフの

とおり、平成 26 年以降は減少傾向にあり、特に、平成 30 年から令和 4 年は大幅に減少しています。人権侵犯事件の新規開始件数が減少している要因について調査しているわけではないですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人との接触の機会が減少していたのでトラブルが起きにくかったことで、人権侵犯件数が減少したのではないかと思います。なお、人権相談の件数も減少しています。

令和 5 年の人権侵犯事件数は、現在、集計作業中ですが、横浜地方法務局の人権侵犯の事件数は、令和 4 年と比較して約 1.5 倍に増加しています。人権相談件数は、令和 4 年が 6 千件を割り込んでいたところが、令和 5 年は 6 千件を超えており、大体 6 % くらい増えている状況になっています。

資料の 29 ページのグラフは、種類別の構成比を比較したもので、令和 4 年の種類別割合は比率が多い順に、プライバシー侵害、労働権関係、学校におけるいじめという順番になっています。プライバシー侵害はインターネット上の誹謗中傷も含まれています。

インターネット事案については資料 30 ページにグラフを掲載しています。インターネットに関する人権侵犯事件の開始件数を示したものです。ピークは平成 29 年の 2,217 件で、令和 4 年は 1,721 件でした。依然として高水準で推移しています。インターネット上におけるプライバシー侵害が内訳として一番多かったのですが、令和 3 年までは名誉棄損が一番でありました。その次は識別情報の摘示などがありますが、令和 4 年になりますと識別情報の摘示が名誉棄損を上回っています。

識別情報の摘示とは、法務省の人権擁護機関においては同和地区に関する情報の場合が多くなっております。同和地区に関する情報は、実際に同和地区であったか否かということが問題ではなく、ある特定の地域を同和地区とする書きこみ行為そのもの自体が問題となります。

インターネット上の同和地区に関する情報は、地方自治体からのモニタリング結果として情報提供されるケースが多く、法務局では、人権侵害性があり、削除要請が可能と判断した人権侵害情報について削除するよう、要請しています。

資料の 31 ページをご覧ください。参考情報ですが、人権相談の種類別構成比です。法務省では、相談内容の種類別の件数など、詳細な統計を公表していませんが、ただいま説明している「令和 4 年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）」において、参考として令和 4 年の人権相談件数などが掲載されていたので、紹介します。

令和 4 年に、法務省の人権擁護機関が受けた人権相談の件数や構成比は、グラフのとおりとなっています。

構成比で「その他」が一番多くなっていますが、これは、人権相談の統計項目は 157 に細分されており、このグラフの「その他」には、警察官、教職員、刑務所職員等の公務員の職務執行に関するもの、医療関係に関するもの、社会福祉施設関係に関するもの、女性、障害者、外国人などの差別待遇に関するもの、騒音や悪臭など住居生活の安全に関するものなどが、全て「その他」に分類されていることによるものです。具体的

な数字を公表できなくて申し訳ないですが、公開している情報ですと、このようなものになります。

資料の32ページですが、これも人権侵害による被害者の救済事例についても紹介させていただきました。具体的内容がある程度書いてあるので、参考にさせていただければと思います。

法務局、そして人権擁護委員は、身近に起きる人権に関する問題について、簡易、迅速、そして柔軟に、問題の解決に導くことができるように、様々な活動に取り組んでいます。

もし、皆様の身近に困っている方がいらっしゃれば、お気軽に人権相談を御利用いただくように、御案内していただきたいと思います。

以上で、私からの説明は終了させていただきます。ありがとうございました。

○高橋座長代行

委員の皆様から質疑があればお願いします。

○阿部委員

大変わかりやすく、このように細かいご説明をいただきまして本当にありがとうございました。実は人権侵犯事件の件数も分かったのですけれども、この人権侵犯事件で警告や、様々な形で、対応していただいて改善に繋がるのはどれぐらいあって、改善に全く繋がらないケースというのは、どれぐらいあるというのを知りたい。というのは、国会議員でS議員さんは、例えばアイヌや朝鮮民族のことに對してコスプレおばあさんなどというふうに文化を、露骨に差別するようなことをブログで繰り返している。

法務局から人権侵犯と認められても、全く改善の余地のない国会議員もいらっしゃる。立場上ですね、国会議員という影響力の多い立場から、差別を助長するようなことを平気でやるというような方もおられるということで、非常に懸念しているということがあるわけです。そういう意味では、法務局の、全国的な努力や展開に対しても、全然聞く耳を持たない方は、やはりいらっしゃるのかなということを、懸念しているんですがいかがでしょうか。

○後藤人権擁護課長

今ほどお話のあったのはマスコミとかでも報道されている内容ですので、私どもも非常に胸を痛めているところであります。人権侵犯事件の調査救済のところでは、お話しした通り、法務省の人権擁護機関が行う人権侵犯事件の調査救済の手続き、その講ずる措置につきましては、あくまでも任意のものでありますので強制力がございません。ですので、今ほどお話聞いた内容、私もマスコミ報道などで承知している範囲の中では、ある法務局によって、人権侵犯の事実が認定されて、措置が講じられ、そういった措置が

講じられてからも、人権侵犯が疑われるそういった事実が発生しているということは承知しております。

人権侵犯事件の調査救済手続きの中でできることは終わっていて、できるのは啓発だと思います。ある民族国籍に関する事など、そういったヘイトスピーチの発言のことについては、それは、認められないことなんだというようなことを、啓発という形で、国民の皆様に周知をしていくところが考えられるのかなと思います。実際に人権侵犯事件の調査救済手続きの勧告・説示などが講じられるケースと、侵犯事実不存在、侵犯事実不明確というケースがあるというふうなお話をさせていただきましたが、これがどのぐらいの割合で、例えば、措置が行われているかというところは、数字としては、承知しておりません。いろいろな人権侵犯が調整で終わるケースが一番であり、両者にとって、まさに人権上の問題が修復される、改善が図られる。私どもが救済手続きを開始するにはまずそこを目指しています。

関係者の方が頑なだったり、被害者が厳しい反省を求めるなど、全てが調整できるわけではありません。むしろ調整ができるのは極まれなケースです。あとは事実関係が法務局の調査ではっきり認定できないケースが数多くあります。法務局の調査は関係者の方の供述がベースになります。ですので、被害を受けたという方からの申告を受けて、調査を開始しても、加害者と言われる人が、そういったことをやっていませんという供述があれば、私どもとしては、それ以上の事実関係は客観的な証拠でもない限りは認定が難しい。そうすると、自ずと調査の結果も侵犯事実不明確、調べても事実関係が確認できませんでしたという結果になることが多いです。これはあくまでも私の感覚的なところですが、私がこれまで取り扱ってきた事件の中では、残念ながら侵犯事実不明確という措置結果に終わる事案が一番多い割合になっています。

回答になってないかもしれませんが、現状などは、このような状況です。

○阿部委員

大変ご苦労様だと思っております。ありがとうございました。

○高橋座長代行

それでは、澤田委員お願いいたします。

○澤田委員

お話ありがとうございました。ちょっと基本的なことで、私の理解が足りないと思いますが、12 ページのですね、法務省の人権相談のところ LINE相談とありまして、それと 14 ページのところ、人権相談 LINE というのがあると思うのですが、これは同じことをおっしゃっているのだというふうに理解しているのですが、これは良いことだと思うのですが、返事を書いている方は法務省の職員の方と人権擁護のメ

ンバーの方であると、全体的にそうなのですが、この相談員の方というのは、大体このLINEで言えば、何名ぐらいいらっしゃるって、男女別でどういうふうになっているのか。女性の人権ホットラインもどのような方がやっているか、それと男女別ではどうなっているのか。それからあと、その相談の結果が、先ほど侵犯事件の数値は出ていました。それと関連して、このLINEの相談でも、結果的に神奈川は全国と比べて、相談の結果について、何か違いがあるのか、特徴があるのかということをお教えいただきたいなと思います。それで、コロナ禍で相談件数が減っていたと話がありました。私たちの身の回りでもハラスメントの相談とかってというのはとても多いのですけれども、いわゆるハラスメントの相談、セクハラですとかパワハラですとか、いろいろあると思いますが、その相談だと、例えば労働局の中で、職場における相談の場合は、そこで相談もできるというふうにも聞いておるのですけれども、その関連性について教えてください。

○後藤人権擁護課長

まず資料の12ページと14ページのLINE相談、これは同じ内容になっております。利用する際には友達登録をしていただくととなります。LINE相談の体制の方ですが、こちらは東京法務局でやっているもので、実際に何名体制でやっているかは申し訳ありませんが、私の方では承知しておりません。女性の人権ホットラインの相談員に男女別とかというお話もありましたが、横浜地方法務局では、今の人権擁護課に毎日3名の人権擁護委員に来ていただいております。日替わりで、特に男女別、必ず男女別になるようにと分けていないものですから、男女が両方相談員としている日もあれば、女性のみの日があったり、男性のみだったりということも起こり得ます。人権擁護委員は、市町村長から推薦されて法務大臣が委嘱しているものになりますので、それぞれ人権擁護委員の中でも、得意分野、不得意分野はあるのかもしれませんが、あくまでも人権擁護委員として委嘱しておりますので、基本的にはどのような人権相談も対応できるということで、相談を受けていただいております。

神奈川県内の人権擁護委員につきましては、ちょっと正確な数字は持ってないんですけれども、男女比率はほぼ一対一です。男女比率は正確に50%にはなりませんけれども、誤差としては1、2%の範囲内で、男女がほぼ同数で、そういった方々に当番制で相談対応をお願いしております。神奈川県で見たときには、人権擁護委員は男女比が50%ずつですが、地域別で見ると、バランスが崩れることもあります。法務局の方では人権擁護委員を推薦していただく際にできるだけそういった男女比率を考慮していただくようお願いしております。

あともう1点、ハラスメントの関係の相談支援のこともご質問にあったと思いますけれども、法務局にもセクハラ、パワハラなど多く相談があります。これも人権相談の中でまず相談者の方が何を希望するのかということによるのですけれども、パワハラ

を受けているので、その会社に対して、行政的な指導をしてもらえないのかというような相談であれば、専門機関として労働基準監督署がありますので、まずは労働相談の窓口で被害に遭われている内容と、考えている解決策についてご相談されてはいかがでしょうかという形で、労働相談の方に案内する。あるいはパワハラを受けているから、損害賠償で訴えたいということであれば、これはご自身で訴訟を起こすのか、あるいは一般的には弁護士に代理人になってもらうケースが多いかと思しますので、まずは市町村の方で無料弁護士相談などを開設されているかと思しますので、そういったところでご相談してみてもと案内します。

法務局も人権相談ということで本当にいろんな相談があり、相談内容としてはいろんな分野を抱えています。特に専門分野というものはありませんので、やはり相談者が希望する中で、専門機関につなぐというのも、大きな役割の一つです。ただその中で法務局に、人権侵犯事件として、調査救済手続きを開始して欲しいというような場合には、関係機関を案内するのは別に、私どもの方で人権侵犯事件として、関与ができるのかということを検討するというような役割を担っている形です。以上でよろしかったでしょうか。また何か答えてないところがあったら、もう一度お話いただければと思います。

○澤田委員

相談の種類、全国と神奈川が違いがあるかどうかというのはいかがでしょうか。

○後藤人権擁護課長

最初に私もあまり詳しく言いませんでしたが、法務省は基本的に人権相談の件数を公表していません。まさにこの部分に繋がる話なので、具体的に全国の相談の内訳の割合に対して、神奈川県がどうか、あるいは件数がどうかということも、法務省としては公表しておりません。

法務省として公表してないということもあるのですが、私も実は、そこまで詳細なものは把握しておりません。あまり、そういった地域的な数字が出てしまうと、やはりいろいろな誤解を与えるようなことも生じかねないので、おそらく人権相談の件数に関してはそういう理由もあって、公表していないのではないかと思いますので、申し訳ございませんが、そこに関してはお答えができないということになります。

○澤田委員

わかりました。ありがとうございます。最後に意見というか要請ですが、この相談の結果について、男性がどうなのか、女性がどうなのかという、そういう数値ではないですよね。ですから、やっぱり少なくとも全国で、まとめて出すということになっているとしたならば、男女別の相談件数と、その事柄がどうだったのかということ、やは

り示してもらうような資料が、今の社会に求められていると思う。それぞれ人権相談員の方は、専門性が異なる形で行っていただいているという話もあったので、特に最近も政治家の方々のアンコンシャスバイアスで、ジェンダーバイアスにかかったような発言がいまだに公にされている時代ですから、この女性、ジェンダー問題についての研修みたいなのは、しっかりとやっていただきたいということで、2つ意見、要望を出させていただきます。

○小向委員

救済措置について、調査の結果、救済措置に結びつかないものもあるとの話でした。インターネット上でのプライバシー侵害とか、名誉毀損とか、そういったものに関する相談はすごい増えているし、調査も増えているということもあると思うのですが、要請についてはインターネット上でのトラブル、プラットフォームへの削除、もしくは送信防止措置の請求という形で、出しやすいのではないかと思います。むしろ、その他で要請するものがあるのかなと思っていたら、学校長への要請という例を挙げていただいていた。やはり、インターネット上のトラブルだと、この要請につながるものが多いものなのか、要請の中でその割合が多いものなのかということが一つめのご質問です。あと、この調査自体も、他のものに比べて、インターネット上の上のものは比較的やりやすいのではないかと想像しましたが、その辺りに差があるのかということをお伺いしてもよろしいでしょうか。

○後藤人権擁護課長

まず要請ですが、まさに今お話いただいた通り、近年、インターネット上の人権侵害情報に関して削除を求めるということで、救済手続きを開始するケースが多くなっておりまして、そこで人権侵犯性、インターネット上の情報に、人権侵犯性が認められたときには、法務省として削除の要請を行うケースがありますので、まさに最近行っている要請というのは、インターネット上のことがかなりの割合を占めています。基本的にはインターネット上での名誉毀損、プライバシー侵害、あとは識別情報の適示ということですが、一般の方から多く削除して欲しいと言われるのは、やはり名誉毀損のところになります。次いでプライバシー侵害もかなり大きな割合でありまして、実際に被害に遭われた方が、このような人権侵害情報がインターネット上に出ているということで、具体的な申告があれば、法務局としては非常に要請がしやすい事案になります。そういったものに関しては、数多く、人権侵犯事件として救済手続きを行っている形になります。

インターネット上の人権侵害情報の削除に関しては、調査するのがインターネット上だけで完結できますので、その他の人権侵害に比べると関係者が存在しない点で、非常にスピード感をもって他の人権侵犯事件より時間が短くできる実情にあります。イ

インターネット運営者にもご協力いただいております、よく聞く話になりますが、法務局の方で削除要請をすると7割ぐらい削除されるという話は聞いておりますので、できるだけその数字がもっと上がっていくような形で、取り組む必要があるのかなと考えております。

○小向委員

ありがとうございます。各種の報告文書にも、70%前後という数字がよく出ていて、私も随分高いなど、私はインターネット上のそういう問題が専門分野ですので、実感として感じていました。ただ、あくまで要請でプロバイダなりが判断するという前提ですので、なかなか、これ以上高いパーセンテージにはできないかなと思うのですが、かなり有効な救済手段を出していただいているという印象を持ちました。ぜひ引き続きよろしくお願いします。ありがとうございました。

○Trang 委員

外国人相談窓口の相談員で、ベトナム語担当のベトナム出身のチャンと申します。いろんな情報を提供していただきありがとうございます。私のところの相談窓口は主にベトナム人が来るのですが、日本語が分からない状態で相談に来られまして、それで私は、これは人権侵害とか、人権に関する相談だと、法テラスとか警察とか、DVだと専門機関につなげていきますが、相談窓口に来るということは、どうしようもないときには来るのですが、まず、もう一度悩んだり困ったりとか、自分でも何かあるときは、わざわざ役所の中の相談窓口ですが、そこに来るというのはかなり勇気があるということなので、いろんな情報提供して何かあったら電話してみてくださいとか、子供の学校のことで悩んで、子供が人権侵害されたとか差別されたとか、やはり相談窓口にくるときに日本語の支援について、その通訳の補助、制度というか助けというか、その辺はいかがですか。

○後藤人権擁護課長

今日、資料を持ってこなかったのですが、法務省の人権相談も外国語による人権相談で10ヶ国語に対応したのがあります。あるいはインターネット上の、先程メール相談を対応していますと言ったのですが、外国語によるインターネット上の相談も対応しております。

今日の資料の中では外国語の人権相談の窓口電話番号であるとか、URLに関して紹介してないのですが、インターネットなどでお調べいただくと、外国語による人権相談ということで、電話番号とかが紹介されているかと思っておりますので、もしそういったものを利用したいという方がいたら、法務省でやっております外国語の人権相談ダイヤルを紹介していただければと思います。ただ外国語の人権相談ダイヤルですと

やはり時間帯が決まっておりますので、それであれば24時間対応できる、外国語によるメール相談というところも、ご利用いただくことができると思いますので、そういったところをご案内いただければと思います。日本語が話せないと、なかなか法務局に電話いただいても会話が成り立たないケースはありますけれども、わかる範囲で調べていただいて、外国語の相談をやっているところを利用していただければと思います。

○Trang 委員

ありがとうございます。

○高橋座長代行

貴重なご講演本当にありがとうございました。

それでは次の議題である神奈川県の人権相談の取組状況報告について事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局から報告資料について説明

○高橋座長代行

本来なら質疑を行うところですが、時間になりましたので終了します。

○事務局

本日は委員の皆様、たくさんのご発言をいただき、ありがとうございました。また長時間にわたる会議、お疲れ様でございました。次回の懇話会は8月頃を予定しております。別途日程の調整をご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

(閉会)

<資料>

- ・第16期かながわ人権政策推進懇話会 委員名簿
- ・講演資料 「法務局における人権相談対応及び調査救済手続について」
- ・報告資料 「県の人権相談の取組状況報告」